

佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家 運営規程（放課後等デイサービス）

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設する佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、障がい児及び障がい児の保護者の意志及び人格を尊重し、障がい児及び障がい児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い及び社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、障がい児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供が出来るよう努めるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の町村、その他の指定通所支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という）及び「長野県佐久穂町障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例」（平成26年6月23日条例第12号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家

(2) 所在地

長野県南佐久郡佐久穂町大字畑143番地2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤職員・兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤職員・専従）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質の向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

ウ 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障がい児等についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害通所支援等の利用状況等を把握すること。

カ 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。

キ 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員・保育士・障害福祉サービス経験者等 2人以上（常勤職員等）

指導員は、放課後等デイサービス計画に基づき、障がい児及び障がい者の保護者に対し適切な支援等を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日、第1土曜日・第3土曜日、夏休み等の長期休業日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに8月13日から16日と12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間

8:30 から 17:30 までとする。

(3) サービス提供時間

月曜日から金曜日までは、授業終了後 14:00 から 17:30 までとする。

第 1 土曜日・第 3 土曜日及び夏休み等長期休業日は、9:00 から 17:30 までとする。

但し、サービス提供時間は上記としますが、都合により時間延長等申し出の場合は相談に応じる。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、10 人とする。

(主たる利用者)

第 7 条 障がい児（18 歳未満の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者等（発達障がい者を含む））とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第 8 条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活能力の向上のために必要な訓練等
- (2) 集団生活への適応訓練等
- (3) レクリエーション行事等
- (4) 送迎サービス
- (5) 相談及び援助等

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 障がい児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号の掲げる事項に留意してもらうよう、説明を行うものとする。

- (1) 室内外の機器等の使用にあたっては、従事者の指示に従うこと。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論その他他人の迷惑となるような行為はしないこと。
- (4) その他業務上必要な指示に従うこと。

(支給決定障がい者等から受領する費用の額)

第 10 条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から定める負担額上限月額範囲内において当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者か

ら当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、南佐久郡の全域とする。但し、送迎については佐久穂町区域内とする。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業所は、通所決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定児童発達支援を受けたときには、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定障がい児通所支援等に係る費用基準額から法第21条5の3第2項の規定により算定された障がい児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において事業者は、利用者負担額等合計額を町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障がい児通所支援等に通知するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を計画し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 現に指定放課後等デイサービスの提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医

療機関」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止のための措置)

第 15 条 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障がい児又は通所給付決定保護者、その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 の規定により、長野県又は町村が行う報告若しくは帳簿書類、その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して長野県又は町村が行う調査に協力するとともに、長野県又は町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに関し、できる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに町村、県及び当該障がい児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(個人情報保護)

第 18 条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 事業所の従事者は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するもの

とする。

- 3 事業所の従事者であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい児等及びその家族の同意を得るものとする。

(従業者の研修)

第 19 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 採用後研修 年 1 回以上

(地域生活支援拠点等の機能)

第 20 条 事業所は「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担うものとする。

- (1) 事業所は、施設又は病院からの地域移行支援及び親元からの自立を図る障害者に対し、障害福祉サービスの利用や体験の機会及び場を提供するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 事業所は、障がい児に対し適切な指定放課後等デイサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業者は、障がい児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業者の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ジェイエー長野会本部と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から変更実施する。

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から変更実施する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から変更実施する。